

筑西広域市町村圏事務組合環境センター溶融スラグ販売に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、筑西広域市町村圏事務組合環境センター(以下「環境センター」という。)で製造された溶融スラグの販売について、必要な事項を定めることを目的とする。

(品質基準)

第2条 環境センターが製造する安全な性状を有する溶融スラグの品質基準を次のとおり定める。

(1) 溶出試験

ア 溶出基準値

対象物質	溶出基準値
カドミウム	0.01 mg / ℓ 以下
鉛	0.01 mg / ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg / ℓ 以下
砒素	0.01 mg / ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg / ℓ 以下
セレン	0.01 mg / ℓ 以下
ふっ素	0.8 mg / ℓ 以下
ほう素	1 mg / ℓ 以下

イ 溶出試験方法

溶出試験の方法は、J I S - K 0 0 5 8 - 1 (スラグ類の化学物質試験方法-第1部:溶出量試験方法)の5(利用有姿による試験)とする。

(2) 含有試験

ア 含有基準値

対象物質	含有基準値
カドミウム	150 mg / kg 以下
鉛	150 mg / kg 以下
六価クロム	250 mg / kg 以下
砒素	150 mg / kg 以下
総水銀	15 mg / kg 以下
セレン	150 mg / kg 以下
ふっ素	4,000 mg / kg 以下
ほう素	4,000 mg / kg 以下

イ 含有試験方法

含有試験の方法は、J I S - K 0 0 5 8 - 2 (スラグ類の化学物質試験方法-第2部:含有量試験方法)とする。

(3) 放射能濃度に係る項目

溶融スラグ放射能濃度については、放射性セシウム濃度（セシウム134及びセシウム137）の合計値が、100Bq/kg以下の溶融スラグを有効利用の対象とする。

(4) 試料の採取方法

試験に供する試料は、利用用途に関わらず溶融スラグ単体とする。また、試料は、全体を代表するように、採取するとともに、合理的な方法によって縮分するものとする。

(品質管理基準)

第3条 環境センターが製造する溶融スラグについて、安全な性状を確保するための品質管理基準を次のとおり定める。

(1) 品質検査の頻度

ア 安全性に係る品質の検査

検査の頻度はJIS A5031及びJIS A5032に準じて行う。

イ 物理性状等の品質の検査

検査は、3か月ごとに1回以上行う。

ウ 放射能濃度の検査

検査は、1か月ごとに1回以上行う。

(2) 保管方法

溶融スラグ専用のストックヤードに保管する。

(3) 検査記録等の取扱い

品質検査記録は製造記録と併せて、原則として5年間保存し、検査の結果は、利用者の求めに応じて試験成績書の写しを発行する。

(制限及び停止)

第4条 筑西広域市町村圏事務組合管理者は、溶融スラグの在庫量が不足する場合その他やむを得ない事情がある場合は、溶融スラグの販売を制限し、又は停止することができる。

(利用基準)

第5条 溶融スラグの利用基準を次のとおり定める。

(1) 利用用途

ア アスファルト用細骨材

イ コンクリート用細骨材

ウ コンクリート二次製品

(2) 主要関連規格等

ア JIS A 5031 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材

イ JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ

ウ J I S K 0 0 5 8 - 1 スラグ類の化学物質試験方法—第1部：溶出量試験方法

エ J I S K 0 0 5 8 - 2 スラグ類の化学物質試験方法—第2部：含有量試験方法

オ 廃棄物関係ガイドライン(事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン)：環境省

(販売先)

第6条 溶融スラグを販売する相手先は、筑西広域市町村圏事務組合(以下「組合」という。)へ入札参加資格申請が済んでおり、かつ溶融スラグの売買契約が締結していることを原則とし、利用用途が前条第1号に該当する者とする。ただし、その他溶融スラグ利用の用途等が適正であり、溶融スラグの有効利用が図られると環境センターが認めた者については、この限りでない。

(購入申込)

第7条 購入希望者は、溶融スラグ購入申込書(別記様式)により申し込むものとする。

2 前条の規定に基づき、溶融スラグ利用用途等が適正と環境センターが認めた者については、溶融スラグ購入申込書に環境センターが要求する書類を添えて申し込むものとする。

(販売単価)

第8条 溶融スラグの販売単価は、10kg当たり1円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

(費用負担)

第9条 引渡しに要する運搬費用は、購入者の負担とする。

(引渡し)

第10条 溶融スラグの引き渡しは、環境センターでの現地引渡しとし、運搬車両荷台への積み込みは、原則として購入者が行う。ただし、やむをえない理由によると環境センターが認めた場合、その限りでない。

(計量)

第11条 引渡しを行う溶融スラグの計量は、環境センターに備えられた計量機により、搬出時に環境センターの指示した方法により行うものとし、10kg単位で行う。

(数量及び購入代金の確定)

第12条 溶融スラグの引き渡し数量は、計量伝票により双方で確認し確定することとする。

2 購入代金は、前項で確定された数量に単価(第8条の販売単価)を乗じた金額とする。

3 前項の購入代金は、1円単位まで有効とする。

(購入代金の納付)

第13条 購入者は、購入代金を次の各号のいずれかの方法で支払わなければならない

い。

(1) 熔融スラグ引渡し時における現金払い。

(2) 環境センターが発行する納入通知書により組合が指定する金融機関に納付する。ただし、振込手数料については、購入者負担とする。

(利用状況の報告)

第14条 第6条の規定に基づき、熔融スラグを購入した者は、その利用状況を環境センターへ必ず報告することとする。

(免責)

第15条 環境センターが熔融スラグの販売の制限又は停止したことにより、購入者又は第三者に損害が生じることがあっても、環境センターはその責を負わない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年5月12日から施行する。